

改正後

改正前

<p>(粉じんの濃度等の測定) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から27の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)-とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)-と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)-と読み替えるものとする。</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定) 第十条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から27の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定は、次に定め</p>	<p>(粉じんの濃度等の測定) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)-とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)-と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)-と読み替えるものとする。</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定) 第十条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定は、次に定めるところによることができ</p>
---	---

るところによることができる。

一〇六 (略)

6〇9 (略)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 (略)

3 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「鉛」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「鉛」と読み替えるものとする。

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2〇4 (略)

5 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33

る。

一〇六 (略)

6〇9 (略)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 (略)

3 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「鉛」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「鉛」と読み替えるものとする。

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2〇4 (略)

5 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に

6
 (略)

まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と読み替えるものとする。」

別表第一（第十条関係）

物の種類 ジクロロベンジジン及びその塩	試料採取方法 液体捕集方法 又はろ過捕集方法	分析方法 一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 ろ過捕集方法にあつては、高速液体クロマトグラフ分析法
(略)	(略)	(略)
塩素化ビフェニル（別名PCB）	液体捕集方法 固体捕集方法 又は固体捕集方法及びろ過捕集方法	(略)

6
 (略)

掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と読み替えるものとする。」

別表第一（第十条関係）

物の種類 ジクロロベンジジン及びその塩	試料採取方法 液体捕集方法	分析方法 吸光度分析法
(略)	(略)	(略)
塩素化ビフェニル（別名PCB）	液体捕集方法 又は固体捕集方法	(略)

塩素	塩化ビニル	(略)	ベリリウム及びその化合物	ジアニシジン及びその塩	オルトトリジン及びその塩
液体捕集方法又は固体捕集方法	固体捕集方法又は直接捕集方法	(略)	(略)	液体捕集方法又は固体捕集方法	液体捕集方法又は固体捕集方法
一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 固体捕集方法にあ	(略)	(略)	吸光度分析法、原子吸光度分析法、蛍光光度分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析法	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析法

塩素	塩化ビニル	(略)	ベリリウム及びその化合物	ジアニシジン及びその塩	オルトトリジン及びその塩
液体捕集方法	直接捕集方法	(略)	(略)	液体捕集方法	液体捕集方法
吸光度分析法	(略)	(略)	吸光度分析法、原子吸光度分析法又は蛍光光度分析法	吸光度分析法	吸光度分析法

シアン化カリウム	(略)	コバルト及びその無機化合物	五酸化バナジウム	(略)	カドミウム及びその化合物	(略)	
液体捕集方法又は液体捕集方法及びろ過捕集方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析法	(略)	原子吸光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	吸光度分析法、原子吸光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	(略)	吸光度分析法、原子吸光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	(略)	つては、高速液体クロマトグラフ分析法

シアン化カリウム	(略)	コバルト及びその無機化合物	五酸化バナジウム	(略)	カドミウム及びその化合物	(略)	
液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
吸光度分析法	(略)	原子吸光分析法	吸光度分析法又は原子吸光分析法	(略)	吸光度分析法又は原子吸光分析法	(略)	

ニトログリコール	(略)	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	(略)	シアン化ナトリウム	シアン化水素
液体捕集方法 又は固体捕集 方法	(略)	(略)	(略)	液体捕集方法 又は液体捕集 方法及びろ過 捕集方法	液体捕集方法 、固体捕集方 法又は液体捕 集方法及びろ 過捕集方法
一 液体捕集方法にあ つては、吸光度分 析方法 二 固体捕集方法にあ	(略)	原子吸光分析方法又は 誘導結合プラズマ質量 分析方法	(略)	一 液体捕集方法にあ つては、吸光度分 析方法 二 液体捕集方法及び ろ過捕集方法にあつ ては、イオン電極分 析方法	一 液体捕集方法又は 固体捕集方法にあつ ては、吸光度分析 方法 二 液体捕集方法及び ろ過捕集方法にあつ ては、イオン電極分 析方法

ニトログリコール	(略)	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	(略)	シアン化ナトリウム	シアン化水素
液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	液体捕集方法	液体捕集方法
吸光度分析方法	(略)	原子吸光分析方法	(略)	吸光度分析方法	吸光度分析方法

(略)	砒 ^ひ 素及びその化合物 (アルシン及び砒 ^ひ 化 ガリウムを除く。)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	導 ^ど 結合 ^{くわつ} プラズマ ^{ぷらずま} 質量分 析 ^し 方法 ^{ぶんぽう}	(略)	つては、ガスクロマ トグラフ分析方法

(略)	砒 ^ひ 素及びその化合物 (アルシン及び砒 ^ひ 化 ガリウムを除く。)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	原子 ^{げんし} 吸 ^{しつ} 光 ^{くわう} 分析 ^{ぶんし} 方法 ^{ぶんぽう}	(略)	